# RIAの推進に向けて 規制改革会議 2008年7月1日

山本哲三 早稲田大学 商学学術院

はじめに一RIAの現況

- I. 審査・評価の問題
- Ⅱ. 制度・システムの問題
- Ⅲ. 法律上の問題 結論

## はじめに一RIAの現況

- 1. OECD加盟国の実施状況
  - (1)ほとんどの国が実施ア.OECDのPubgovが定期的に調査(Appendix I 参照)
  - (2)2通りの使い方
    - ア. Anglophone countries→政策効率化
    - イ. Countries with corporatist pattern→行政参加
- 2. 日本の実施状況
  - (1)247件 → Appendix II 参照
  - (2)特徵 他律性
  - (3)2つのガイドライン(総務省、内閣府)
  - (4)問題点
    - ア. RIAの質―ほとんどが定性分析(費用便益分析の欠如)
    - イ. 審査・評価の問題―ほとんどチェックなし(資源・スキルの欠如)
    - ウ. 結果公表の問題―低い認知度(アクセサビリティの欠如)
    - → 行政制度・慣行・文化の壁

# I.RIAの審査・評価の問題

必要な3つのテスト

遵守テスト (RIAのプロセス) Compliance Tests 業績テスト (RIAのoutput) Performance Tests 機能テスト (RIAのoutcome) Function Tests

### I - 1 遵守コスト

- (1)RIAガイドラインの要件をどこまで満たしているかをチェック(共通要件)
  - 次ページ参照
- (2)RIAのプロセスで行われることはあまり無く、 このテストは大部分NGOによってなされてい る
- (3)テストの結果:悪い
- (4)ガイドラインが遵守されない理由

### I -1-(1)共通要件

- ① 介入の必要性
- ② 代替案の考案
- ③ 各代替案の政策効果評価
- ④ 費用便益分析:最大限の定量分析
- ⑤ 競争状況、中小企業への配慮
- ⑥ Winner, Loserの確認(公平・分配上の問題)
- ⑦ 利害関係者とのコミュニケーション
- ⑧ 明確な選択(選好される政策の)
- ⑨ 規制成果の事後分析

- (3)テストの結果
  - ア.米国 Hahn博士(IEA-Brooking Ins.)
  - イ.英国.Ambler(2003)
  - ウ.スウェーデン. NGO, Swedish Board of Industry and Commerce for Better Regulation (NNR)
  - エ.オーストラリア(ビクトリア州).NGOにテスト を委任
- (4)ガイドラインが遵守されない理由 ア.時間
  - イ.費用、特に便益の数量化

### I -2 業績テスト

- (1) このテストはRIAの質、内部論理の一貫性、透明性、明確さをテストする。
  - 結論に至る筋道は明確か?
  - ・仮定は妥当か ・ベースラインは明確か ・適当なタイミングでRIA手続がとられているか。
- (2) 多くの場合、事後評価。選ばれたRIAでテスト。最近の英国事例(2000~2002)。NAO(会計検査院)。13分野の23事例
- (3)米国 ;ハーン博士のパフォーマンス・テスト。

オランダ :RIAのタイミング (初期・中期のRIAなし)。 規制案の変更促さない。

デンマーク:ビジネス・テストのパネル。 遵守負担—40~60%の幅でエラー。

- (4)事後評価
  - ・Moegenstern et al. ・便益の過大評価 ・feedback loopsとしての事後分析
- (5)パフォーマンス・テストが稀少な理由
  - 政府にインセンティブなし
- (6)洗練されたモデルの欠如
  - ・専売特許モデル、透明性の欠如
  - ・モデルの再現可能性

コンサルとデータ公開の必要性

### I -3 機能テスト

RIAは、ルールメーキング・プロセスとその結果をどのように変化させてきたか、どのように規制の質を改善してきたかを分析

- (1)規制案見直しの頻度
- (2)会計検査による追跡
- (3)費用/便益タームでの初期案と最終案の差 の分析
- (4)RIAが規制文化に及ぼす効果の分析

# I 一結論

- 評価活動の相対的低レベル もっとも行われているのは遵守テスト (Score Board System)
- これをパフォーマンステスト、技能テストにつなげる こと。長期戦略
- 誰が評価するか
  - NAO、GOA→会計検査院
  - 民間団体(ex.Brooking Ins.)
  - RIA toolの使用法、RIAのデザインの改善
  - "feedback loops"が効果的である

# Ⅱ.RIAの制度・システムの問題

- 1 実施主体の問題
- 2 審査主体の問題
- 3 (メタ)評価主体の問題

#### Ⅱ - 1 誰が、どのようにRIAを行うのか

- (1) RIAフローの理想形(英国、AppendixⅢ参照)
- (2)誰がRIAを行うのか
  - ア. 政府職員
  - イ. 外部研究機関
  - ウ. 民間研究機関
- (3) どこで行うか
  - ア.理想形として官房に設置
  - イ.行政資源、特にスキル、能力の集中。 法律家、エコノミスト、会計士が必要。
- (4) どのような支援体制が可能なのか ガイドライン・発行主体による支援 競争当局(公正取引委員会) 会計検査院←米国のEPAの事例 (環境分野において10億ドルの削減)

#### II-2

- (1) 審査の実状
  - ・総務省(政策評価局)の審査の実情
  - スタッフ数
- (2) 何が必要か
  - ・Capacityの問題
  - 行政資源の問題
  - ・スキルの問題
  - ・権限の問題(差し戻し権等)
- (3)審査のための条件整備
  - ・データ、モデル、計算式の 利用可能性・再現可能性

#### II - 3

- (1) 会計検査院の活用
- (2) 公正取引委員会の活用
- (3) 民間研究機関の活用

#### ${ m I\hspace{-.1em}I}$

- 1 法整備の現状(政策評価法の施行令での 改正)
- 2 政策評価の全面的改正
- 3 規制改革基本法の制定
- 4 議会におけるRIA審査委員会の設置

# 結論

- 1. 定量分析の誘導手段
- 2. RIAのインセンティブ 予算配分への反映
- 3. 行政慣行・文化の改革
- 4. 哲学の必要性—効率化か(米国型)、行政の国民参加か(EU型)